

食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品安全委員会決定)

最終改正 令和6年1月16日

1 基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第3項において、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品健康影響評価（以下「評価」という。）は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われなければならないことが規定されている。評価に係る調査審議又は議決（以下「調査審議等」という。）は、各分野の第一線の学識経験者により行われているが、当該調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合等、中立公正な評価の確保の観点からは、委員会又は専門調査会（以下「委員会等」という。）における当該調査審議等に当該学識経験者が参加することが適当でない場合も想定される。

本委員会決定は、以上のような観点から、学識経験者が参加して行う委員会等における調査審議等の方法を定めるものである。

2 委員会等における調査審議等への参加について

（1）委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる。

- ① 委員等本人又はその家族（配偶者及び一親等の者であって、委員等と生計を一にするもの。以下同じ。）が、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。）から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額（金品を換算した金額を含む。）について、その合計額が500万円を超える場合又は別表に掲げるいずれかに該当する場合。ただし、当該同業他社については、企業申請品目と機能及び販売目的が類似した当該同業他社の競合品の開発に関与している場合に限る。
- ② 委員等本人又はその家族が所有する特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上である場合
- ③ 委員等本人又はその家族が、特定企業の役員等（特定企業の経営を行う役職にある者をいう。）に、過去3年間に於いて就任していた、又は就任している場合
- ④ 特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力

した場合。ただし、委員等が、査読を経て公表された科学論文等の作成又は国際機関等海外の公的なリスク評価機関が作成した資料の作成に関与していた場合を除く。

⑤ リスク管理機関の審議会（委員等が所属する委員会等の調査審議事項の関連分野のものに限る。）の長である場合

⑥ その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合

（２）委員等は、任命された日から起算して過去３年間に於いて、（１）に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書（別紙）を、当該任命された日以後初めて開催される自らが所属する委員会等の開催日の一週間前までに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

（３）委員等は、任命された日後に（１）に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかに委員長あてにその旨を記載した確認書を提出するものとする。

（４）委員長は、（２）又は（３）の提出があった日以後に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行わせるものとする。

（５）（４）の確認の結果、（１）の①から⑤までのいずれかの場合に該当することが明らかとなった場合には、委員長又は専門調査会の座長（以下「委員長等」という。）は、当該確認に係る議事を確定し、当該議事に係る調査審議等が行われている間、当該確認に係る委員等を会場から退室させるものとする。ただし、（１）柱書のただし書に規定する場合には、理由を付して委員長等がその旨を宣言した上で、当該委員等を当該調査審議に参加させるものとする。

（６）事務局は、（２）又は（３）の規定に基づき提出された確認書を、当該委員等の任期終了後３年間保管するものとする。

（別表）

過去３年間の各年において新たに取得した金品等	企業ごとの金額
役員・顧問職等としての報酬	100万円以上
株式利益（配当や売却益の総和）	100万円以上
特許使用料	100万円以上
会議講演料、日当等	100万円以上
原稿料	100万円以上
課題当たり研究費（受託費、奨学寄付金、委任経理金等）	200万円以上
寄付金総額	200万円以上
上記以外の金品等	5万円以上

- 1 この決定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この決定の施行の際現に委員等である者については、2（2）の規定にかかわらず、令和6年4月1日から起算して過去3年間に於いて、2（1）に掲げる場合に該当すると思われる事実の有無を記載した確認書（別紙）を、令和6年4月1日以降初めて開催される自らが所属する委員会等の開催日の一週間前までに委員長に提出するものとする。
- 3 附則2に規定する者については、2（3）の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降に2（1）に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかに委員長宛てにその旨を記載した確認書を提出するものとする。
- 4 附則2又は3の規定に基づき提出された確認書についての2（4）から（6）までの規定の適用については、2（4）中「（2）又は（3）の提出」とあるのは「附則2又は3の規定に基づく提出」と、2（6）中「（2）又は（3）」とあるのは「附則2又は3」とする。

(別紙)

確認書

内閣府 食品安全委員会委員長 殿

私 ○○ ○○^{*1}は、貴委員会の決定にしたがって、下記のとおり事実関係を確認しましたのでお伝えします。

なお、特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合や、私の任期中において下記の事実関係に変更がある場合は、速やかにその旨を記載した確認書を提出いたします。

記

1 特定企業との経済的な深い利益関係（2(1)①②③④関連）

☐ 特定企業との経済的な深い利益関係はない。

☐ 次の企業を除き、特定企業との経済的な深い利益関係はない。

（関係のある企業名： ）

2 所属する委員会等の調査審議事項の関連分野の審議会との関係（2(1)⑤関連）

☐ リスク管理機関における当該審議会の長ではない。

☐ リスク管理機関における当該審議会の長である。

（長を務める審議会の名称： ）

3 その他（2(1)⑥関連）

（具体的に： ）

<次については、事実関係が生じた場合に記載>（2(1)④関連）

4 特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力しましたので、そのことを次のとおり申告します。

依頼が行われた企業（ ）

調査審議等対象品目名（ ）

○○年○○月○○日^{*2} ○○ ○○

*1 自分の氏名を記入のこと。

*2 確認書の提出日を記入のこと。